

様式3

随意契約理由書

担当課

建築施設課

契約内容	契約件名	館山中学校校長室空調機移設工事	
	業務概要	館山小学校算数ルームから館山中学校校長室に空調機の移設を行う。	
	契約金額	金391,600円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年4月26日	
	契約期間	令和4年4月26日 ~ 令和4年5月31日	
	契約の相手	館山市那古1019番地 （有）八幡電気	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【3者以上見積比較】	
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
担当課において3者から見積書の提出を受け、最も価格の低かった有限会社 八幡電気と随意契約を締結する。			

様式3

随意契約理由書

担当課

環境センター

契約内容	契約件名	敷鉄板設置撤去工事		
	業務概要	敷鉄板の設置及び撤去		
	契約金額	金979,000円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和4年5月9日		
	契約期間	令和4年5月9日	～	令和4年8月12日
	契約の相手	館山市八幡820 (有)松本興業		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【2者見積比較】		
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
<p>清掃センターの基幹的設備改良工事に伴い、日々搬入される一般廃棄物の一部を焼却することが出来ないため、外部の焼却施設へ廃棄物の搬出を計画しており、敷鉄板による一時的な簡易積替え施設を用意し、当面の廃棄物の積替えに対応することとなった。直ちに現場着手が可能な2社に見積もりを依頼したところ、本業者が最も安価に施工できるため、随意契約を締結する。</p>				

様式3

随意契約理由書

担当課

食のまちづくり推進課

契約内容	契約件名	食のまちづくり拠点施設周辺排水設備改修工事	
	業務概要	食のまちづくり拠点施設周辺の排水設備の改修工事を行う。 現排水設備は、圃場整備時に圃場からの排水処理を目的として整備されたものである。現在、圃場は食のまちづくり拠点施設用地となり、埋め立てによる地盤高上昇により排水路と周辺地盤との高低差が大きく、現況利用では拠点施設利用者に危険が伴うため、利用者の安全性向上を主目的に改修を行うものである。	
	契約金額	金12,815,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年6月1日	
	契約期間	令和4年6月1日 ~ 令和4年10月31日	
	契約の相手	南房総市久枝1244番地1リバージュ202 東海建設株式会社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき	
	3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>契約の相手は、食のまちづくり拠点施設整備事業の契約特別目的会社（SPC）の構成企業であり、SPC内で建設工事を担う企業である。また本排水設備改修工事は、拠点施設整備工事と密接に関連する付帯的な工事である。</p> <p>本工事用地は拠点施設整備用地の隣接地であり、その用地の一部は本工事完了後に引き続き拠点施設整備工事を実施する部分も存在するため、本工事の工程管理や工事品質が拠点施設整備工事に影響を与えることとなる。工期についても、埋め戻し工事に使用する発生土受入時期に合わせた6月着工となり、拠点施設整備の着工時期と重なるため調整を要する。</p> <p>本工事を拠点施設整備工事と同一事業者により整備することで、工期短縮による早期の本工事完了が期待できると共に、並行して行われる拠点施設整備工事への円滑な移行など、工事の安全かつ適切な施工を確保する上でも有利と認められる。また、仮設計画や重機使用等を拠点施設整備工事と一体で計画することで、経費節減の面においても有利と認められる。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課

建築施設課

契約内容	契約件名	北条地区内 特定空家一部除却工事	
	業務概要	倒壊の危険性が高い特定空家に対し、危険排除を目的とした一部除却工事を行う。	
	契約金額	金426,800円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年6月6日	
	契約期間	令和4年6月7日 ~ 令和4年6月30日	
	契約の相手	館山市新宿55-13 有限会社 鈴木建材興業	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法における勧告が出ている家屋について、令和4年5月13日未明に一部倒壊が発生した。5月13日に近隣住民より連絡を受け、現地確認したところ、家屋の傾きがより大きくなり、隣接する東側及び北側家屋に向かって倒壊するおそれがあると判断された。</p> <p>緊急に危険を排除する必要があるため、当該特定空家の一部除却工事を行うものである。</p> <p>契約業者は、本市において特定空家の略式代執行による解体工事を行った経験を有するとともに、迅速な対応が可能であったことから、実績を考慮して選定した。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課

中央公民館

契約内容	契約件名	館山市コミュニティセンター3階非常口ドア交換工事	
	業務概要	コミュニティセンター3階の非常口ドアが経年劣化により、開かなくなったため、交換工事を実施する。	
	契約金額	金486,728円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年6月6日	
	契約期間	令和4年6月6日 ~ 令和4年8月31日	
	契約の相手	館山市北条17 広井トーヨー住器株式会社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【2者見積比較】	
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
非常口ドアは災害時、開かなくなると利用者の避難に支障がでてしまい、早めの交換をするために随意契約とする。 業者及び価格については2者見積りを実施した結果、価格が低い方の業者を選定した。			

様式3

随意契約理由書

担当課

建築施設課

契約内容	契約件名	那古住宅2号棟 南面庇揚裏補修工事	
	業務概要	那古住宅2号棟 南面庇揚裏において、鉄筋コンクリート爆裂部の研り、錆止め加工、左官、塗装による補修工事を行う。	
	契約金額	金805,860円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年6月13日	
	契約期間	令和4年6月14日 ~ 令和4年7月15日	
	契約の相手	館山市長須賀236-12 有限会社 田中建設工芸	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>那古住宅2号棟 南面庇揚裏において、鉄筋コンクリートの爆裂により、一部剥落が発生した。目視及び試打による全体確認の結果、1階から4階にわたる多数の箇所が爆裂部分が認められた。爆裂部分の一部では、新たな剥落のおそれがある箇所も確認された。剥落部が直下の人身に当たった場合、深刻な事態を招くおそれがある。</p> <p>緊急に危険を排除する必要があるため、爆裂部分の補修工事を行うものである。</p> <p>契約業者は、市営住宅において補修工事を行った複数の経験を有するとともに、迅速な対応が可能であることから、実績を考慮して選定した。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課

博物館

契約内容	契約件名	館山城4階展望室爆裂補修工事		
	業務概要	館山城4階展望室(回廊部)の爆裂補修		
	契約金額	金451,000円(消費税及び地方消費税を含む)		
	契約締結日	令和4年6月14日		
	契約期間	令和4年6月15日	~	令和4年8月5日
	契約の相手	館山市北条1599 株式会社 石井工務店		
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	見積比較の実施:【3者以上見積比較】		
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
館山城入館者に被害が及ばないように至急修繕が必要なため、3者による見積り比較により最も低価格な業者に決定した。				

様式 3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	市道285号線 道路陥没補修工事			
	業務概要	道路陥没補修工事 ・土工 ・巻立コンクリート(18-8-25) ・目地補修 ・舗装版切断(As舗装) ・舗装版破碎(As舗装) ・上層路盤(粒度調整碎石M-30 t = 150mm) ・表層(再生密粒度 A s 13mm t = 50mm) ・交通誘導警備員	一式	一式	
	契約金額	金464,200円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	令和4年4月18日			
	契約期間	令和4年4月18日 ~ 令和4年6月10日			
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社 鈴木建材興業			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
当該工事箇所において道路陥没が発見された。アスファルト舗装の路面下に大きな空洞が確認され、車両や歩行者の通行が大変危険な状況となっている。当該市道は利用する通行車両が多く、直ちに機能回復を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、館山市建設協力会に依頼をしたところ協力会会員である(有)鈴木建材興業が適任であると選任されたことから随意契約により工事を行うものとする。					

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（普通河川見留川 護岸復旧工事）	
	業務概要	護岸復旧工事 一式 ・コンクリート擁壁（H=2010） ・路盤（RC-40 t=100） ・重機回送・諸経費	N = 一式 N = 一式 N = 一式
	契約金額	金673,200円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年5月9日	
	契約期間	令和4年5月9日 ~ 令和4年6月15日	
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社 鈴木建材興業	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>令和4年5月9日の大雨により、普通河川見留川が増水し護岸が崩落した。崩落に伴い、当該工事箇所に隣接する法定外道路に被害が生じ大変危険な状態となっている。</p> <p>地元区より早急な復旧について要望があったため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)鈴木建材興業は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（市道7038号線 道路法面復旧工事）		
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・大型土のう（耐候性土のう3年） ・土のう（耐候性土のう） ・重機回送・諸経費	N = 4袋 N = 1式 N = 1式	
	契約金額	金302,500円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和4年6月22日		
	契約期間	令和4年6月22日 ~ 令和4年7月8日		
	契約の相手	館山市亀ヶ原890番地の1 株式会社 岡部建設		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				

随意契約理由

令和4年6月22日の大雨により、市道7038号線の道路の法面が崩落した。崩落に伴い、市道及び法定外水路に支障が生じている。更なる被害を防ぐため、早急に復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(株)岡部建設は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(株)岡部建設と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（市道7033号線 倒木等撤去工事）	
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去 一式	
	契約金額	金610,500円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年5月9日	
	契約期間	令和4年5月9日 ~ 令和4年7月8日	
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設 有限会社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>令和4年5月9日の大雨により、市道7033号線に倒木が発生した。倒木に伴い、車両の通行に支障となり、大変危険な状況となっている。更なる被害を防止するため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の新和緑地建設(有)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の新和緑地建設(有)と随意契約を締結するものである。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（普通河川蟹田川 護岸復旧工事）			
	業務概要	護岸復旧工事 一式			
		・土工	N = 1式		
		・大型土のう（耐候性土のう3年）	N = 85袋		
		・路盤（RC-40）	N = 1式		
		・重機回送・諸経費	N = 1式		
	契約金額	金3,715,800円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年5月9日			
	契約期間	令和4年5月9日 ~ 令和4年7月12日			
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社 鈴木建材興業			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

令和4年5月9日の大雨により、普通河川蟹田川が増水し護岸が崩落した。崩落に伴い、当該工事箇所に隣接する法定外道路及び民地に被害が生じ大変危険な状態となっている。地元区より早急な復旧について要望があったため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)鈴木建材興業は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（大戸地内法定外道路 法面復旧工事）		
	業務概要	法面復旧工事 一式 ・法面整形（人力） ・土のう（植生土のう 資材支給） ・重機回送・諸経費	N = 1 式 N = 1 4 1 袋 N = 1 式	
	契約金額	金702,900円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和4年6月22日		
	契約期間	令和4年6月22日 ~ 令和4年7月12日		
	契約の相手	館山市北条2157番地 本多建設 株式会社		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき				

随意契約理由

令和4年6月22日の大雨により、大戸地内法定外道路の法面が崩落した。崩落に伴い、隣接する民地へ支障が生じている。更なる被害を防ぐため、早急に復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の本多建設(株)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の本多建設(株)と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（市道5046号線 道路法面復旧工事）			
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・方塊ブロック（1000×1000×1000） N = 4個 ・土のう（耐候性土のう） N = 1式 ・モルタル補修 N = 1式 ・重機回送・諸経費 N = 1式			
	契約金額	金327,800円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年6月22日			
	契約期間	令和4年6月22日 ~ 令和4年8月16日			
	契約の相手	館山市北条1,890番地 株式会社 山崎工務店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和4年6月22日の大雨により、市道5046号線の道路の法面が崩落した。崩落に伴い、市道に支障が生じている。更なる被害を防ぐため、早急に復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(株)山崎工務店は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(株)山崎工務店と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	4年災 災害復旧工事（市道5014号線 道路法面復旧工事）	
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・大型土のう設置（耐候性（3年）大型土のう） N = 23袋 ・土工（盛土） N = 1式 ・土のう（耐候性土のう） N = 1式 ・法面保護（ブルーシート設置） N = 1式 ・重機回送・諸経費 N = 1式	
	契約金額	金1,889,800円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年6月22日	
	契約期間	令和4年6月22日 ~ 令和4年8月26日	
	契約の相手	館山市北条61番地の2 有限会社 佐野建設	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			

随意契約理由

令和4年6月22日の大雨により、市道5014号線の道路の法面が崩落した。崩落に伴い、市道に支障が生じている。更なる被害を防ぐため、早急に復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)佐野建設は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)佐野建設と随意契約を締結するものである。